

茨城沿岸海岸保全基本計画 (改訂原案)について

海岸の保全に関する基本的な事項

第2回茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会 H27.10.16

資料-2(2)

基本計画(改訂原案)の内容と構成



海岸基本方針における「定めるべき基本的な事項」

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- ② 海岸の防護に関する事項(目標, 施策)
- ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項(施策)
- ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項(施策)

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

- イ 区域
- ロ 種類・規模・配置
- ハ 受益地域

- ② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

- イ 区域
- ロ 種類・規模・配置
- ハ 維持修繕の方法

法改正に伴う追加項目

目次

(2) 海岸の保全に関する基本的な事項	1
① 茨城沿岸の保全の方向	1
② 海岸の防護に関する事項	2
③ 海岸環境の整備及び保全に関する施策	7
④ 海岸における公衆の適正な利用に関する施策	7

(2) 海岸の保全に関する基本的な事項

東日本大震災の発生、海岸法の改正、近年の津波・高潮の防護水準に関する検討、委員意見を踏まえ、海岸の保全に関する基本的な事項について、追記。

① 茨城沿岸の保全の方向に関する事項

東日本大震災による甚大な津波被害など、近年の状況変化を踏まえ、追記。

【資料-2 P.52】

あるべき茨城沿岸の姿と保全の方向

茨城沿岸は、北に崖と岩礁、南に長大な砂浜を擁している。海岸は、勇壮、長大な景観を形づくる一方で、海の脅威から背後の私たちの暮らしを守る役割を果たしてきた。沖では黒潮と親潮がぶつかり合い、その影響で海岸では南方系と北方系の植物が繁茂し、ヒラメ、ハマグリをはじめとして寒流系・暖流系の多種多様な魚介類が生息している。ウミガメの上陸も見られ、多様な生物相を育む豊かな海岸である。

これらの生物の多様性や多彩な海岸景観は、地域の資源となっている。それらの保全を念頭に置いた持続可能な海岸利用と、平成23年3月の東日本大震災の甚大な被害、影響を教訓とした災害に強い海岸が調和した総合的な海岸保全が求められている。

この海岸において人々が豊かに安全に暮らし、憩い、集うことができる魅力的な海岸空間を茨城沿岸の今後あるべき姿とする。

このあるべき海岸の姿を達成し、その恩恵を県民が等しく享受していくために、地域と行政の共同作業により、将来にわたり茨城の海岸を適切に保全する。

※ 赤字を追記。

(2) 海岸の保全に関する基本的な事項

② 海岸の防護に関する事項

- 海岸の防護の目標
 - 防護すべき地域
 - 防護水準
- 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策
 - 津波・高潮対策
 - 侵食対策
 - 海岸保全施設の整備
 - 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積
 - 海岸保全事業の計画

海岸の防護の目標

【資料-2 P.53】

【津波】

- ・『海岸法』の一部改正を踏まえ、二つのレベルの津波を想定
- ・「茨城沿岸津波対策検討委員会」の検討を踏まえ、「設計津波と目指すべき堤防高」を追記。

【高潮・津波】

- ・茨城沿岸海岸保全計画外力検討会」の検討を踏まえ、潮位・波浪の新しい計画外力を追記。

【侵食】

- ・防護水準を明確に記載。

(2) 海岸の保全に関する基本的な事項

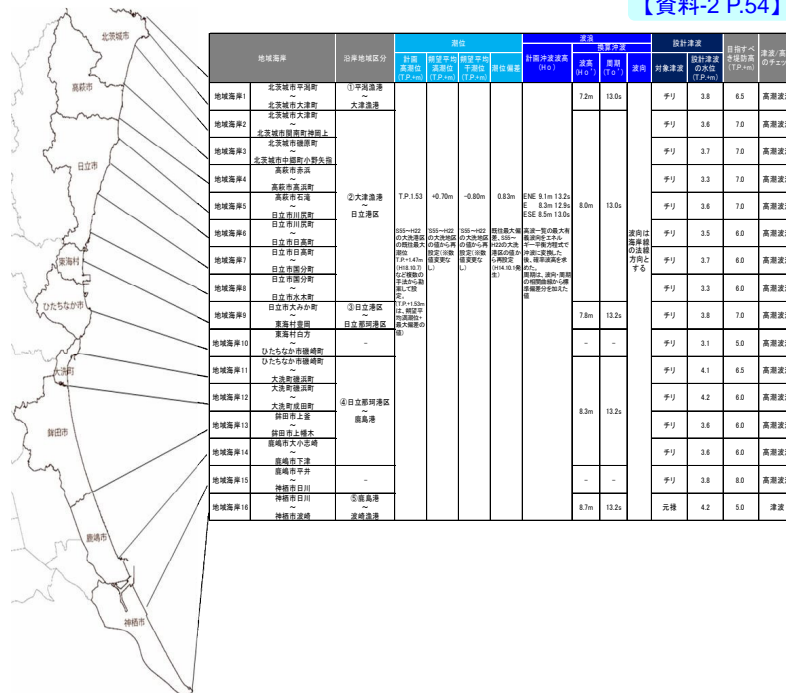
「防護水準」

【資料-2 P.53】

防護水準	
津波	<p>設計津波(発生頻度は高く(数十年から百数十年の頻度)、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波=レベル1津波)に対して防護することを目標とする。</p> <p>なお、発生頻度は極めて低いもの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(レベル2津波)に対しては、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸にとりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していくものとする。</p>
高潮・高波	<p>想定される高潮位に50年確率波浪の影響を加えた高さに対して防護することを目標とする。</p>
侵食	<p>砂浜海岸にあっては、想定される高潮位に50年確率波浪の影響を加えた高さに対して背後地を防護するために必要な砂浜を確保、維持することを防護の目標とする。</p> <p>崖海岸にあっては、崖上の住居、幹線道路等の守るべき資産の安全を確保することを目標とする。</p>

「茨城沿岸の津波対策・高潮対策における計画諸元」

【資料-2 P.54】



(2) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策

「津波・高潮対策」

総合的な防災・減災対策の推進として、

- 「新たな津波対策の考え方(『東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告』(平成23年9月28日))に基づき、防護水準に設定した二つのレベルの津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先とした総合的な防災・減災対策を推進する。」旨を追記。 【資料-2 P.56】
- 『津波防災地域づくりに関する法律』を踏まえ、「既存の公共施設や民間施設を活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる「多重防衛」の発想により防災対策を効率的かつ効果的に推進する」旨を追記。 【資料-2 P.56】
- 『海岸法』の一部改正を踏まえ、「周辺との一体的な整備により被害の軽減効果を一層向上させることを目指して、必要に応じて事業間調整等について協議を行うなど、防災・減災対策に係る連携・調整を強化する。」旨を追記。 【資料-2 P.57】

「茨城県の津波対策の基本的な考え方」

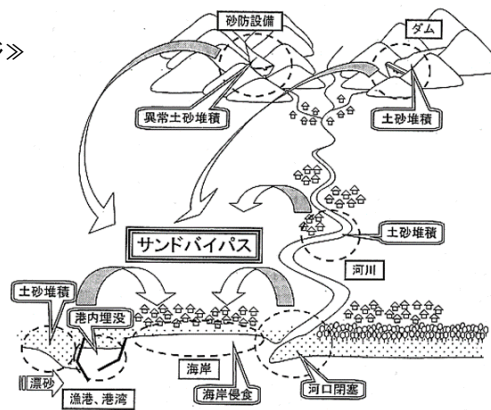
対象津波	要求性能	対策	茨城県
<p>レベル1津波</p> <p>近代で最大 (数十年から百数十年の頻度)</p>	<p>防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人命を守る ● 財産を守る／経済活動を守る 	<p>ハード</p> <p>※海岸堤防などで防護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チリ地震 1960 ・元禄地震 1703
<p>レベル2津波</p> <p>最大クラス (1000年に1回程度の頻度) ※東日本大震災級</p>	<p>減災</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人命を守る ● 経済的損失を軽減する ● 大きな二次災害を引き起こさない ● 早期復旧を可能にする 	<p>ソフト</p> <p>※避難村とした総合的防災対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H23想定津波(1677延宝海嘯沖地震) ・2011今次津波(東北地方太平洋沖地震)

(2) 海岸の保全に関する基本的な事項

【侵食対策】

- 「国土保全や海岸堤防、護岸等の健全度を維持するための予防保全の観点からも重要である砂浜の保全を一層推進していく。また、消波等の海岸を防護する機能を維持する砂浜の海岸保全施設としての指定に向けた取組みを推進する。」旨を追記。
【資料-2 P.58】
- 委員意見を踏まえ、「堆積域と侵食域が偏在する一連区間を対象として、海岸管理者および河川流域の土砂の管理に関係する各機関、土砂の堆積が生じている港湾、漁港の管理者等の連携の下、総合的な対策により砂の供給源の確保および供給量の回復に努める」旨を追記。
【資料-2 P.58】
- 委員意見を踏まえ、土砂管理の推進について、「今後も、現存する海浜土砂を一連区間がもつ貴重な財産と捉え、関係機関が連携していくものとし、余剰土砂に関する情報共有やその活用方法などについて定期的に協議する体制づくりに取り組む。」旨を追記。
【資料-2 P.59】

《事業間連携による土砂の有効活用イメージ》



(2) 海岸の保全に関する基本的な事項

【海岸保全施設の整備】

- 「東日本大震災における被害を踏まえ、設計の対象を超える津波により海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるよう、いわゆる“粘り強い構造”の工夫に努める。」旨を追記。
【資料-2 P.60】
- 耐震性の確保、液状化への対応 について追記。
【資料-2 P.61】
- 『海岸法』の一部改正を踏まえ、「適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を作成するなど予防保全の考え方に基づき適切な維持管理・更新を図る。また、海岸保全施設の点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行う」，さらに、「海岸管理に関するデータ管理については、整備・点検・診断・対策といった一連の海岸管理の流れの記録・蓄積が徹底され、管理しやすく、担当者が代わっても継続できるよう、持続可能なシステムづくりに取り組む。」旨を追記。
【資料-2 P.61】

【海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積】

- 「将来予測や設計など、今後の的確かつ効率的な海岸保全の実施に向けて、不可欠な情報となっている海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積を今後も継続していく。」旨を追記。
【資料-2 P.61】

【海岸保全事業の計画】

- 防護・環境・利用のトレードオフへの対応 について追記。付属資料に、トレードオフに関する記載がある指針、書籍の一覧を追加。

(2) 海岸の保全に関する基本的な事項

③ 海岸環境の整備及び保全に関する施策

- 生物の生育, 生息環境に配慮した保全施設整備
- 海岸景観, 観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備

- 委員意見, 生物多様性の保全の観点を踏まえ, 「多様な生態系の基盤となっている砂浜や岩礁, 藻場など, 貴重種を含めた海浜植物の生育環境や浅海域を含めた生物の生息環境の保全に配慮しながら, 海岸保全施設の形状を検討する。」旨を追記。

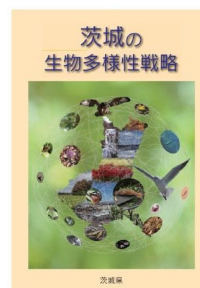
【資料-2 P.63】

- 景観形成の観点を踏まえ, 「当該海岸及び背後地域の持つ本来の自然特性や歴史的・文化的な背景を把握し, 景観の検討を行うなど, 海岸景観の保全に配慮した海岸保全施設整備を推進する。」旨を追記。

【資料-2 P.63】

④ 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

- 観光計画との連携・調和
- ゆたかで潤いのあるまちづくりへの配慮
- 海辺への円滑なアクセスの確保
- 海岸保全施設の更新



- 委員意見を踏まえ, 「地域における海岸の文化的な利用, 行事が引き継がれていくことで, 海岸の環境や地域の暮らし, 人と海岸のつながりが保たれてきたという側面があることに留意し, 地域における海岸利用に配慮した海岸保全施設の整備に努める。」旨を追記。

【資料-2 P.64】